

議案第3号

阪神水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について

阪神水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日 提出

阪神水道企業団  
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団水道事業の設置に関する条例（昭和41年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(経営の基本) 第3条 省略 2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) 給水対象 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、 <u>宝塚市及び明石市</u> (2) 1日最大給水量 <u>815,241立方メートル</u>	(経営の基本) 第3条 省略 2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) 給水対象 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市 <u>及び宝塚市</u> (2) 1日最大給水量 <u>1,128,000立方メートル</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第2号の改正規定は令和9年4月1日から施行する。

(理由)

令和7年4月1日から明石市が阪神水道企業団を組織する市として加入すること及び1日最大給水量の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。